

## 社会福祉法人人間福祉会扇揚苑デイサービスセンター 指定通所介護（入間市総合事業）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人人間福祉会が開設する通所介護事業所「扇揚苑デイサービスセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護および入間市介護予防日常生活支援総合事業（以下「入間市総合事業」という。）（以下合わせて「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（入間市総合事業にあつては事業対象者）にある高齢者など（以下「要介護者など」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条

1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の従事者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であつてはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

（事業所の名称等）

第3条 通所介護事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- 一、名 称 扇揚苑デイサービスセンター
- 二、所在地 入間市大字中神853-1（介護老人福祉施設 扇揚苑1階）
- 三、事業単位 1単位
- 四、定 員 35人（通常規模）

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人(常勤・兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二、生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者の家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、通所介護(入間市総合事業)計画のとりまとめ、関係機関との連絡調整等を行う。

三、看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日々の健康チェック保健衛生上の指導や看護を行う。

四、介護職員 5人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

六、管理栄養士 1人(介護老人福祉施設扇揚苑の管理栄養士を兼務)

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員への指導等を行う。

七、運転手 2人以上

運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一、営業日 月曜から土曜日までとする。(ただし、12月30日から1月3日までを除く。)

二、営業時間 午前8時から午後5時までとする。

三、サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護(入間市総合事業)の留意事項は次のとおりとする。

一、指定通所介護(入間市総合事業)の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画(入間市通所介護相当サービス計画書)に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

二、通所介護従業者は、指定通所介護(入間市総合事業)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三、指定通所介護(入間市総合事業)の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四、指定通所介護（入間市総合事業）は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画（介護予防サービス計画）の作成）

#### 第7条

1. 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（介護予防サービス計画書）を作成するものとする。
2. 管理者は、上記の通所介護計画（介護予防サービス計画書）を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
3. 通所介護計画（介護予防サービス計画書）の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
4. 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画（介護予防サービス計画書）に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

（指定通所介護（入間市総合事業）の利用料及びその他の費用の額）

#### 第8条

1. 指定通所介護（指定介護予防通所介護または入間市総合事業）の利用料は、介護報酬の告示上の額、または入間市が定める額とし、当該通所介護（入間市総合事業）が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
  - 一、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
    - ア、通常の事業の実施地域を越えた地点から6キロまで 120円
    - イ、通常の事業の実施地域を越えた地点から6キロ以上 180円
  - 二、昼食代 1食当たり 850円
  - 三、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、入間市、青梅市、瑞穂町、飯能市及び所沢市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

1. 指定通所介護（入間市総合事業）の提供に当たって、主治の医師からの指示事項がある場合には、申しでること。
2. 利用に当たって、体調不良等によって通所介護（介護予防通所介護または入間市総合事業）に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護（入間市総合事業）の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、消防計画を作成するとともに、定期的に次の業務を実施する。

- 一、消火、通報及び避難訓練（年2回）
- 二、消火設備、施設等の点検整備
- 三、従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四、その他防火管理上必要な業務

(業務継続計画の策定等)

第13条 1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施ため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）に基づき必要な措置を講じるものとする。

2. 施設における業務継続計画のための指針の整備。
3. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
4. 施設は、定期的に業務継続の計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、そ

の結果について、従業者に周知徹底を図る

二、虐待の防止のための指針を整備する

三、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する

四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理及び通所介護（入間市総合事業）従業者の健康管理）

#### 第15条

1. 事業所は、通所介護（介護予防通所介護または入間市総合事業）に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、通所介護（入間市総合事業）従業者に対し感染等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

1. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
2. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
  - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置  
委員会の開催 年1回以上
  - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - （3）身体拘束等の適正化のための研修の実施  
採用時研修 採用後3か月以内  
継続研修 年1回以上

（個人情報の保護）

第17条 利用者又はその家族の個人の情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サー

ビスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第 18 条

1. 通所介護(入間市総合事業)従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
2. 事業者は、通所介護(入間市総合事業)の従業者であったものに、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護(入間市総合事業)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護(入間市総合事業)従業者との契約の内容とする。

(苦情処理)

第 19 条 管理者は提供した通所介護(入間市総合事業)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者の家族に説明するものとする。

(ハラスメント行為等への対応)

第 20 条 利用者又はその家族その他関係者が、事業者の役員又は職員に対し、次の各号に掲げる行為を行った場合、事業者は当該行為の中止を求めることができます。

1. 暴言、侮辱、人格を否定する発言
  2. 暴力、威嚇、脅迫行為
  3. 土下座の要求その他社会通念上相当性を欠く要求
  4. 性的な言動、つきまとい、個人的接触の強要
  5. 長時間にわたる拘束、執拗な苦情申立て
  6. その他、職員の安全確保又は就業環境維持の観点から問題となる行為
- \*前項の行為が改善されず、信頼関係の維持が困難であり、かつサービス提供の継続が難しいと事業者が判断した場合、事業者は契約を解除し、又はサービス提供の全部若しくは一部を停止することができます。

(事故発生時の対応)

第 21 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者(入間市総合事業支援事業者)に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

## 第22条

1. 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - 一、採用時研修 採用1ヶ月以内
  - 二、継続研修 年3回以上
2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
3. 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護（入間市総合事業）を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者（入間市総合事業支援事業者）に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
4. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
5. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。
6. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿を整備するものとする。
7. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人入間福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成16年10月 1日一部改正施行する。

平成17年10月 1日一部改正施行する。

平成18年 6月 1日一部改正施行する。

平成18年 6月14日一部改正施行する。

平成24年 4月 1日一部改正施行する。

平成25年10月 1日一部改正施行する。

平成27年 8月 1日一部改正施行する。

平成28年 3月 1日一部改正施行する。

令和 1年10月 1日一部改正施行する。

令和 6年 4月 1日一部改正施行する。

令和 6年12月 1日一部改正施行する。

令和 8年 4月 1日一部改正施行する。